

■ 在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」の概要

- ▶ 在来種を積極的に植栽し、生物多様性の保全に取り組んでいる緑地を東京都が登録・公表する制度です。
- ▶ 生きものの生息生育環境への配慮に特に優れた緑地は、「優良緑地」として区別して登録します。
- ▶ 登録緑地は、登録証とシンボルマークを使用して、生物多様性の保全に貢献する緑地としてPRできます。
- ▶ 都は、登録企業同士が情報交換や課題共有等ができる連絡協議会を開催しています。
- ▶ 登録後は、維持管理における課題解決のための技術支援などのサポートを受けることができます。

◆対象となる緑地

1,000 m²以上の敷地を有する民間建築物等の敷地内の緑地
(都自然保護条例第14条の緑化計画書の対象と同じ)

◆登録要件

- (1) 樹木が植栽されている区域の面積が100 m²以上であるもの
- (2) 在来種の樹木の面積割合：高木40%以上、中木及び低木10%以上
- (3) 在来種の樹木の種数：高木4種以上、中木及び低木3種以上

登録要件(1)～(3)に加え、次の取組のうち2つ以上が行われていれば、「優良緑地」として登録します。

- 一 化学薬品を用いた除草剤、殺虫剤等の使用量の低減
- 二 昆虫類や鳥類等の餌場や隠れ場所等の確保
- 三 生きものの生息生育環境としての目的を有する草地や水辺の配置
- 四 前各号に掲げるもののほか、生きものの生息生育環境への配慮

◆江戸のみどり登録緑地シンボルマーク



EDO-MIDORI

<優良緑地>



EDO-MIDORI